

<提出書類作成手順>



市では、廃棄物の減量や資源化の促進・適正処理を目的として、事業系大規模建築物の所有者・占有者に対し、書類の提出を義務付けています。

御提出いただきました書類は、廃棄物の減量やリサイクルに関する提案をする際に活用(訪問指導・相談)させていただきます。また、作成した書類は貴社でも、ごみの現状を把握するためにもご活用ください。

<提出対象者の要件について>

以下のいずれかの要件を満たす建築物の所有者または占有者が書類提出対象者となります。該当する場合は書類の提出をお願いします。

- ・事業用途に供する延床面積が 3000 m²以上の建築物
- ・当該建築物の占有者が排出する事業系一般廃棄物の排出量が年間 20 トン以上の建築物
※事業系一般廃棄物の排出量 20t 以上とは処分量と資源化量を足した量になります。
排出量が不明の場合は契約している収集業者にお問い合わせください。

【御提出いただく書類】

新規又は変更があった場合のみ提出をお願いします。

(1) 廃棄物管理責任者選任届(1号様式)

廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当する責任者を選任し、届出を行っていただくものです(所有者以外の方でも問題ありません)。

※選任にあたって必要な資格等は特にありません。

※現場の廃棄物処理等に携わっている方が適任です。

全ての事業者様に提出をお願いします。

(2) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書(2号様式)

排出する廃棄物について、前年度の実績及び当該年度の計画やその他の情報(取り組み、契約状況等)を記載し、提出していただくものです。

※新たに対象になった事業所など、前年度の実績がない場合については裏面の前年度実績は空欄で結構です。

(表面及び裏面の今年度の計画については記入をお願いします。)

廃棄物管理責任者選任届（第1号様式）の記入方法

1. 次の場合に届出が必要です。

- ① 新規で対象事業者になったとき
- ② 廃棄物管理責任者が変更になったとき
- ③ 建築物の所有者が変更になったとき
- ④ その他、第1号様式の届け出内容（所有者など）が変更になったとき
※変更から30日以内に届け出てください。

2. 市からの郵送物の宛名欄に記載されている方が現在届出されている廃棄物管理責任者です。

3. 廃棄物管理責任者が変わる場合、後任者へ事務等の引き継ぎをお願いします。

4. 建築物所在地と異なる場所に郵送を希望される場合には備考欄に、その旨と郵送先住所を御記入ください。

5. 変更理由を備考欄に御記入ください。（例：異動に伴う変更、所有者の変更等）

6. 記入例にて“注”で表示されているものは次のように記入してください。

注① 本届の提出年月日を記入してください。

注② 所有者のほか、①管理組合の代表者、②建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者、③賃貸等による実際の使用者・占有者、④所有者から管理権限を与えられている管理会社などでも結構です。

注③ 廃棄物管理責任者の職については、例えば総務部管理課長など、具体的な役職名を記入してください。また、廃棄物管理責任者の所属が管理会社など所有者と異なる場合は、会社名も記入してください。

注④ 御担当者様の電話番号を記入してください。

注⑤ 変更理由、郵送先住所等を記入してください。

廃棄物管理責任者選任届

注①

〇〇年　〇月〇〇日

八王子市長　　　　　殿

注②

建築物所有者 住　　所 八王子市西八王子町 2-8-1
氏　　名 　△△不動産㈱八王子太郎
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号 　0 4 2 （ 6 0 0 ） 0 0 0 0

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 1 9 条第 2 項の規定により一定規模以上の事業用建築物における廃棄物管理責任者を次のとおり選任したので、届け出ます。

建　　築　　物　　の　　所　　在　　地		八王子市西八王子町 2 - 8 - 1	
建　　築　　物　　の　　名　　称		△△八王子ビル	
廃棄物管理責任者	新任者	注③ (社名) 職　　・　氏　名	ビル管理課長　八王子二郎
		電　　話　　番　　号	0 4 2 （ 6 0 0 ） 0 0 0 0 ← 注④
		所有者との関係	社員
		選　　任　　年　　月　　日	〇〇年　　〇月　　〇日
	前任者職　・　氏　名		ビル管理課長　高尾三郎
注⑤	変更理由・郵送先住所等)		
備考	人事異動による 八王子市東八王子町〇-〇-〇　〇〇株式会社　総務課　まで郵送希望		

※選任等の事実が生じた日から 3 0 日以内に届出

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第2号様式）の記入方法

1. 廃棄物の排出量はテナント等が独自に処理している分も含め、建築物から発生するすべての排出量を記入してください。
2. 廃棄物の排出量等の記入にあたっては、1年間(4月から翌年の3月まで)の量をトン単位で、且つ小数第一位まで記入してください。（例：0.1 t = 50 kg以上 150 kg未満）
3. 新規建築物など前年度の実績がない場合は裏面の前年度実績は空欄で提出してください。表面及び裏面の今年度計画については記入をお願いします。
4. 記入欄に書ききれない場合は別紙(様式は問いません)を添付してください。
5. 本計画書が数棟の合算で作成されている場合は、建築物の名称と延べ床面積の内訳を添付してください。
6. 廃棄物の種類について、細かな区分けが出来ない場合は、その他欄に記入してください。
7. 粗大ごみの扱いについて
 - ①木製の家具・什器等は、一般廃棄物の「その他」欄に記入して下さい。
 - ②金属製の家具・什器類等は、産業廃棄物の「金属くず」欄に含めて記入して下さい。
8. 清掃工場に搬入された一般廃棄物については、「C処分量」に記入してください。
※焼却灰をエコセメント化した場合も含む
9. 記入例にて“注”で表示されているものは次のように記入してください。

注① 本計画書の作成年月日を記入してください。

注② 所有者のほか、①管理組合の代表者、②建築物の共有者または区分所有者の中から選んだ代表者、③賃貸等による実際の使用者・占有者、④所有者から管理権限を与えられている管理会社などでも結構です。

注③ 共用部分とは階段、廊下、機械室、ロビーといった不特定多数の方が使用している部分を指します。また、建物が敷地内で複数に及び場合、ごみの処理が一体として行われていれば一棟の建物とみなし、建物ごとに行っていればそれぞれを独立した建物と見なします。

注④ テナント名を記入してください。

※書ききれない場合は別紙(様式は問いません)を添付して下さい。

注⑤ 滞在者(病院の入院患者等)も含む、1日のおおよその平均人数を記入して下さい。

注⑥ 今後の具体的な計画(品目、方法、目標値など)を記入してください。

注⑦ 業者ごと、品目ごとに記入してください。

※許可番号については、許可証をご確認いただくか、収集業者に直接お問い合わせ下さい。

なお、同じ業者でも産業廃棄物と一般廃棄物では許可番号が異なります。

許可番号は、八王子市ホームページの「許可業者名簿」でもお調べいただけます。

「八王子市トップページ」→「ごみ・リサイクル」→「事業系ごみの処理について」

→「事業系ごみの処理方法」→「収集業者の選び方」

注⑧ 第一号様式により届け出ている廃棄物管理責任者のお名前を記入して下さい。(印不要)

注⑨ 実務上の担当者のお名前を記入して下さい。

※提出書類に関するお問い合わせ等で連絡させていただく場合があります。

注⑩ () 内には、具体的な廃棄物の種類を記入して下さい。

注⑪ 排出量は、再利用量と処分量の合計を記入して下さい。

※生ごみ処理機や木材のチップ化など、事業所内で廃棄物の処理をしている場合、表面「7 廃棄物保管場所等の設置状況」にその旨を記入し、再利用量欄に記入して下さい。なお、残渣が発生する場合、その分は再利用量から差し引き、処分量に記入して下さい。

注⑫ 再利用率は、以下のように計算し、小数第一位まで記入して下さい。

『再利用率(%)=再利用量÷排出量』

注⑬ 機密文書とは、機密情報や個人情報などが記載された文書を指します。市内の清掃工場等で焼却している場合は、処分量に記入して下さい。処分業者に依頼し、リサイクルしている場合は再利用量に記入して下さい。

注⑭ 食品廃棄物について、市内の清掃工場等で焼却している場合は、処分量に記入して下さい。飼料化・肥料化・エネルギー化等により、資源化をしている場合は、再利用量に記入して下さい。

記入例

第2号様式（第13条関係）（表）
八王子市長 殿

廃棄物の減量及び再利用に関する計画書

番号（市役所記入欄）

注① △△年5月22日作成

建築物名称	〇〇八王子ビル
所在地	八王子市△△町2-8-1
所有者氏名	注② 〇〇不動産㈱ 八王子太郎

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第19条第3項の規定により、一定規模以上の事業用建築物における 年度の再利用計画書を以下のとおり提出します。

1 建築物の属性			
建築物の規模 〔主たる建築物に限る〕	地上 12階、地下 2階、延べ床面積 22,520 m ² (内訳) 10,000 m ² 以上 1棟、3,000 m ² 以上 棟 3,000 m ² 未満 棟 計 1棟		
建築物の用途 〔計は建築物の規模に記載のと致し、延べ床面積と一致〕	事務所 5社 13,500 m ² 店舗 1店 820 m ² 住居その他() 世帯所 共用部分 注③ 8,200 m ² 計 22,520 m ²		
竣工年月	平成◇◇年〇月		
当該建築物 使用している 事業者の名称 〔自己使用している場合は記入不要〕	注④ 〇〇銀行西八王子支店、□□商事、△喫茶店、 ☆☆診療所、		
在館人員	従業員 1,500人、外来者 注⑤ 3,000人		

2 ごみ減量及び再利用の現況
平成20年9月より各フロアーに3段のリサイクルボックスを置き、紙類の分別を実施している。分別の種類は①コピー用紙②パンフレット等③新聞紙。ダンボールはテナント毎にまとめて地下集積所の所定の場所へ置く。 リサイクルボックスは清掃職員が毎日夕方回収し、資源回収業者には週1回引き渡している。

3 注⑥ 今年度の目標
分別体制はできたので、内容の充実を図っていく。 6月からはコピー用紙を全部再生紙のものに切り替える。 テナントが1社増えるため発生量が増えるが、分別の徹底により再利用率を55%まであげる予定である。

4	注⑦	再 生 資 源 回 収 業 者		
回 収 業 者 名		資 源 物 の 種 類	処 理 先	
〇〇紙業㈱ □□商店 南△△興業		紙類 びん類 缶類	〇〇紙業㈱ ㈱◇◇◇硝子 * * *鉄鋼㈱	

5	注⑦	廃棄物収集運搬業者		
許可業者名		許可番号	廃棄物の種類	処分先
〇〇商事(株) □□商店 ☆☆☆☆(株)		八王子市第◇号 第13- 〇-〇〇〇号 第13- △-△△△号	一般廃棄物 産業廃棄物 医療系廃棄物	八王子市処理施設 (株)東八王子興産 (株)日本クリーン (医療系中間処理)

6 資源物保管場所の設置状況
地下 1 か所、延べ 8 m ² 上記の内訳・形態・規模等 コンテナボックス(900ℓ)×2個

7 廃棄物保管場所等の設置状況
2 か所、延べ 10 m ² 上記の内訳・形態・規模等 医療廃棄物・・・ダンボール箱(35ℓ)×10箱 レントゲン廃液・・・廃液タンク(500ℓ)×2個 厨芥ごみ等・・・プレハブ冷蔵庫1台 バッカーコンテナシステム機器

廃棄物管理責任 注⑧	担当者 注⑨	役職	電話番号
八王子 一郎	高尾 二郎	ビル管理課長	042(6△△)△△△△

第2号様式(裏) ○廃棄物の排出量等は4月から翌年の3月までの1年間の量をトン単位で4捨5入のうえ少数第1位まで記入してください

8 減 量 及 び 再 利 用 計 画 (単位 トン)														
年度区分 種 類				前 年 度 実 績 (年 4 月 ～ 年 3 月)				今 年 度 計 画 (年 4 月 ～ 年 3 月)				対 前 年 度 増 △ 減		
				A (B+C) 排 出 量 注⑪	処 理 区 分			D (E+F) 排 出 量 注⑪	処 理 区 分					
					B 再利用率	C 処分量	再利用率 (E/D)% 注⑫		E 再利用率	F 処分量	再利用率 (E/D)% 注⑫			
					D - A	E - B	F - C							
一 般 廃 棄 物	紙 類	新 聞 紙	1.5	1.5		100.0	1.2	1.2		100.0	0.3	-0.3		
		ダ ン ボ ー ル	2.5	2.5		100.0	2.0	2.0		100.0	-0.5	-0.5		
		雑 誌 ・ 雑 紙	29.0	14.0	15.0	48.3	30.0	20.0	10.0	66.7	1.0	6.0	-5.0	
		O A	紙	100.0	100.0		100.0	110.0	110.0		100.0	10.0	10.0	
		機 密 文 書	50.0	50.0		100.0	45.0	45.0		100.0	-5.0	-5.0		
		そ の 他 (注⑩)												
	小 計	183.0	168.0	15.0	91.8	188.2	178.2	10.0	94.7	5.2	10.2	-5.0		
	食 品 廃 棄 物	70.0	50.0	20.0	71.4	60.0	45.0	15.0	75.0	-10.0	-5.0	-5.0		
	そ の 他 可 燃 ご み	50.0		50.0		50.0		50.0						
そ の 他 (注⑩)														
計	303.0	218.0	85.0	71.9	298.2	223.2	75.0	74.8	-4.8	5.2	-10.0			
産 業 廃 棄 物	ビ ン 類	5.0	5.0		100.0	5.0	5.0		100.0					
	缶 類	10.0	10.0		100.0	10.0	10.0		100.0					
	ペ ッ ト ボ ト ル	15.0	15.0		100.0	15.0	15.0		100.0					
	廃 プ ラ ス チ ッ ク	30.0	15.0	15.0	50.0	30.0	15.0	15.0	50.0					
	ガ ラ ス ・ 陶 器 く ず	20.0		20.0		20.0		20.0						
	金 属 く ず	15.0	15.0		100.0	15.0	15.0		100.0					
	廃 油													
	焼 却 灰	5.0		5.0						-5.0		-5.0		
	汚 泥													
	そ の 他 (注⑩ 感染性医療廃棄物)	3.0		3.0		3.0		3.0						
	そ の 他 (注⑩)													
	そ の 他 (注⑩)													
計	103.0	60.0	43.0	58.3	98.0	60.0	38.0	61.2	-5.0		-5.0			
合 計	406.0	278.0	128.0	68.5	396.2	283.2	113.0	71.5	-9.8	5.2	-15.0			

※提出期限 毎年6月末日 ○再利用率(%)は、計算式により小数点第2位以下を4捨5入し第1位まで記入してください(例 25.3)

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

（一定規模以上の事業用建築物の所有者等の義務）

第 19 条 市規則で定める規模以上の事業用の建築物（以下「一定規模以上の事業用建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、市規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、市規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

（改善勧告）

第 20 条 市長は、一定規模以上の事業用建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該一定規模以上の事業用建築物の所有者又は当該一定規模以上の事業用建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 21 条 市長は、前条に規定する勧告を受けた一定規模以上の事業用建築物の所有者又は一定規模以上の事業用建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（受入拒否）

第 22 条 市長は、一定規模以上の事業用建築物の所有者又は一定規模以上の事業用建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 20 条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

（一定規模以上の事業用建築物）

第 11 条 条例第 19 条第 1 項に規定する一定規模以上の事業用建築物は、事業用途に供する延床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。

2 前項に定めるもののほか、建築物から排出される事業系廃棄物の排出量が 1 年当たり 20 トン以上の場合には、一定規模以上の事業用建築物とする。

（廃棄物管理責任者）

第 12 条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第 19 条第 2 項の規定により当該建築物から排出される廃棄物を管理することができる者のうちから廃棄物管理責任者を 1 人選任し、その選任をした日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任届（第 1 号様式）により市長に届け出なければならない。

2 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、前項の届出に変更があった場合、その事実が生じた日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任届により、市長に届け出なければならない。

（減量及び再利用に関する計画書）

第 13 条 一定規模以上の事業用建築物の所有者は、条例第 19 条第 3 項の規定により次に掲げる事項を記載した廃棄物の減量及び再利用に関する計画書（第 2 号様式）を毎年 6 月末日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 建築物の種類
- （2） 廃棄物の排出量、処分量及び再利用量の前年度実績並びに当該年度の見込み。
- （3） 前年度実績の自己評価
- （4） 再利用の方法
- （5） その他廃棄物の減量及び再利用に関し必要な事項

【各種問い合わせ先】

※提出書類の作成については、事業系一般廃棄物・産業廃棄物を問わず、資源循環課にご相談下さい。

●一般廃棄物について

(事業用建築物関連、ごみ減量・資源化のご相談など)

八王子市環境部資源循環課

TEL 042-620-7256

●産業廃棄物の処理について

八王子市環境部廃棄物対策課

TEL 042-620-7458

●各種届出様式のダウンロードについて

八王子市トップページ(<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/>)

→ 暮らしの情報 → ごみ・リサイクル → 事業者の方へ

→ 事業用建築物 → “事業用建築物関連”

御不明点等がありましたら、
お気軽にご相談下さい。

